

2. 改革の大前提:「働き過ぎ防止」・「ブラック企業撲滅」

◇法令の趣旨を尊重しない企業(いわゆるブラック企業)とそれ以外の企業を峻別し、いわゆるブラック企業を撲滅するための対策強化を図った上で、「働き過ぎ」の防止に向けて、官民ともに積極対応を

(1) 政府の役割

◇政府(厚生労働省)は、企業による長時間労働の強要等が行われることのないよう、労働基準監督署等による監督指導を徹底する等、例えば「ブラック企業撲滅プラン」(仮称)を年内に取りまとめ、政策とスケジュールを明示し、早期に対応をする。

◇公務員の長時間労働問題の是正徹底について年内を目途に検討する。

- <例>
- 労働基準監督の人員強化(※)、定期監督の強化/法令違反立ち入り調査、違反企業等の公表の徹底
悪質な法令違反が確認された企業等の送検・公表の徹底
 - 厚労省本省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所等の通報制度の周知徹底・機能強化
 - 長時間労働是正に取り組み、成果を上げている優良企業の表彰・公表
 - ハローワークの求人掲示における従業員定着率や残業時間データの開示
 - 民間活用による監視機能の強化について検討

(※)雇用者1万人当りの監督官数 (厚生労働省労働基準局調べ(2010年))

米国	日本	スウェーデン	フランス	英国	ドイツ
0.28	0.53	0.64	0.74	0.93	1.89

(2) 企業の役割

◇各企業(特に、自律的な働き方の制度を入れる企業)は、労働者の健康管理、健全な働き方を守るための整備、運営を徹底する。

- <例>
- 定期的な産業医による面談の強化(特に自律的な働き方をする労働者に対して)
 - 内部通報制度の整備、社員への周知徹底
 - 労働時間に関わる情報についてCSR報告書等による積極開示
 - 労使による生産性向上委員会の設置